

佐賀県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年四月二十三日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県条例第十九号

佐賀県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に

関する条例の一部を改正する条例

佐賀県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（昭和五十七年佐賀県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「四十一人」を「三十八人」に改める。

第二条中 「佐賀市選挙区」 十人 「佐賀市選挙区」
唐津市・東松浦郡選挙区 七人」 を 唐津市・東松浦郡選挙区

十一人 「佐賀郡選挙区」 二人

六人」 に、 三養基郡選挙区 三人」 を「三養基郡選挙区

二人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

佐賀県議会議員の定数及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定数)</p> <p>第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十条第一項の規定により、佐賀県議会議員の定数は、三十八人とする。</p> <p>(各選挙区において選挙すべき議員の数)</p> <p>第二条 公職選挙法(昭和二十五年法律第一百号)第十五条第八項の規定により、各選挙区において選挙すべき佐賀県議会議員の数は、次のとおりとする。</p> <p>佐賀市選挙区 十一人</p> <p>唐津市・東松浦郡選挙区 六人</p> <p>鳥栖市選挙区 三人</p> <p>多久市選挙区 一人</p> <p>伊万里市選挙区 三人</p> <p>武雄市選挙区 二人</p> <p>鹿島市・藤津郡選挙区 二人</p> <p>小城市選挙区 二人</p> <p>嬉野市選挙区 一人</p> <p>神崎市・神埼郡選挙区 二人</p> <p>三養基郡選挙区 二人</p> <p>西松浦郡選挙区 一人</p> <p>杵島郡選挙区 二人</p>	<p>(定数)</p> <p>第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九十条第一項の規定により、佐賀県議会議員の定数は、四十一人とする。</p> <p>(各選挙区において選挙すべき議員の数)</p> <p>第二条 公職選挙法(昭和二十五年法律第一百号)第十五条第八項の規定により、各選挙区において選挙すべき佐賀県議会議員の数は、次のとおりとする。</p> <p>佐賀市選挙区 十人</p> <p>唐津市・東松浦郡選挙区 七人</p> <p>鳥栖市選挙区 三人</p> <p>多久市選挙区 一人</p> <p>伊万里市選挙区 三人</p> <p>武雄市選挙区 二人</p> <p>鹿島市・藤津郡選挙区 二人</p> <p>小城市選挙区 二人</p> <p>嬉野市選挙区 一人</p> <p>神崎市・神埼郡選挙区 二人</p> <p>佐賀郡選挙区 二人</p> <p>三養基郡選挙区 三人</p> <p>西松浦郡選挙区 一人</p> <p>杵島郡選挙区 二人</p>